船舶事故調査報告書

令和４年１０月５日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　田　村　兼　吉
委　　員　岡　本　満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和３年９月２３日　０７時５３分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島（じのしま）北方沖 　地ノ島灯台から真方位２８４°１．２海里付近 　（概位　北緯３４°１８．１′　東経１３５°０２．１′）
事故の概要	プレジャーボートMAJOR Ⅳ（メジャー フォー）は、北北東進中、また、プレジャーボート誠（まこと）は、船首を北西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 　誠は、船長及び同乗者が負傷し、左舷船首部に破口を伴う亀裂を生じ、また、MAJOR Ⅳは、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和３年１０月５日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等 　Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 　機関、出力、進水等	 Ａ　プレジャーボート　MAJOR Ⅳ、２．７トン 　　２５２－１６１８２和歌山、個人所有 　　９．１２ｍ（Lr）×２．４１ｍ×０．７２ｍ、ＦＲＰ 　　ディーゼル機関、１１８．０kW、平成２年１０月 Ｂ　プレジャーボート　誠、総トン数なし 　　なし、個人所有 　　２．８１ｍ（Lr）×１．４３ｍ×０．５７ｍ 　　高密度ポリピロピレン 　　ガソリン機関（船外機）、５．８kW、平成２３年８月 　　第２５０－５５３９４号（船舶検査済票番号）
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　５２歳 　　一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 　　　免 許 登 録 日　平成１６年９月７日 　　　免許証交付日　令和元年６月１１日 　　　　　　　　　（令和６年９月６日まで有効） Ｂ　船長Ｂ　７０歳 　　二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 　　　免 許 登 録 日　平成７年４月２４日 　　　免許証交付日　令和２年７月２８日 　　　　　　　　　（令和７年８月１３日まで有効）

死傷者等	Ａ　なし Ｂ　軽傷　２人（船長Ｂ及び同乗者Ｂ）
損傷	Ａ　船首部に擦過傷 Ｂ　左舷船首部に破口を伴う亀裂
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南東、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の末期、潮流　弱い北西流
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、知人２人を乗せ、釣りの目的で令和３年９月２３日０６時００分ごろ和歌山市の係船施設を出航し、同市沖ノ島南方沖で釣りを行った後、大阪府岬町沖の釣りのポイント（以下「ポイント」という。）へ移動を開始した。 船長Ａは、ＧＰＳプロッター及び魚群探知機を作動させ、操縦室右舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵で操船に当たり、約１４ノットの対地速力でポイントへ向けて北東進中、船首方にＢ船、右舷船首方に漁船（以下「Ｃ船」という。）、左舷船首方に漁船（以下「Ｄ船」という。）の３隻を視認したので、０７時５０分ごろＣ船と地ノ島との間を航過するため右に舵を切った。 船長Ａは、その後、Ｃ船がＡ船の進路に向けて動き始めたので、Ｃ船を回避するためにＢ船とＣ船の間を航過することとし、０７時５２分ごろ、左舷船首方で漂泊中のＤ船の動静を確認しながら、左に舵を切って北北東進したところ、０７時５３分ごろ突然衝撃を受け、Ｂ船の掲げていた旗が船首方に見えてＢ船と衝突したことを知った。 船長Ａは、Ｂ船の乗船者２人をＡ船に移乗させ、Ｂ船をＡ船の左舷側に横抱きし、１１９番及び１１８番通報した後、和歌山市西脇漁港に入港した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、知人１人（以下「同乗者Ｂ」という。）を乗せ、釣りの目的で、０６時３０分ごろ西脇漁港を出航し、０７時２０分ごろ、地ノ島北方沖の釣り場に到着して、船首を北西方に向けた状態で漂泊して釣りを開始した。 船長Ｂは船尾部で南西方を向いて座り周囲の状況を見ながら、また、同乗者Ｂは船首部で北東方を向いて座り、釣りを行っていた。 船長Ｂは、右に舵を切る前のＡ船を視認し、Ａ船がＢ船とＤ船の間を航過して行くように見えたので、そのまま釣りを続け、その後視線を海面の釣り糸から上げた時、Ａ船がＢ船に向かって来ているのを認めてＡ船を避けようと思ったが間に合わず、Ｂ船の左舷船首部とＡ船の船首部とが衝突した。 船長Ｂ及び同乗者Ｂは、衝突時の衝撃で転倒し、その後、Ａ船に移乗して西脇漁港に入港し、来援した救急車で病院に搬送されて、船長Ｂが左手及び背中に打撲傷等、同乗者Ｂが左肘打撲傷と診断された。 Ｂ船は、左舷船首部に破口を伴う亀裂を生じて浸水し、その後、廃船処分とされた。

	（付図１　事故発生経過概略図　参照）
その他の事項	船長Ａは、Ｂ船とＣ船の間を航過しようと左に舵を切る際、Ｄ船の乗船者が漁具の片付けを始めていたので、Ｄ船がＡ船の進路に向けて動き出すのではないかと動静確認に気を取られ、Ｂ船の位置を十分に把握しないまま左に舵を切ったと本事故後に思った。 船長Ｂは、Ａ船を視認した後、Ａ船が右転及び左転していたことを本事故後に知った。
分析	
乗組員等の関与	Ａ　あり、Ｂ　あり
船体・機関等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
気象・海象等の関与	Ａ　なし、Ｂ　なし
判明した事項の解析	Ａ船は、地ノ島北方沖を北東進中、船長Ａが、右に舵を切った後、Ｄ船の動静確認に気をとられ、Ｂ船の位置を十分に把握しない状態で左に舵を切り、北北東進を続けたことから、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 船長Ａは、Ｂ船とＣ船の間を航過しようと左に舵を切る際、Ｄ船の乗船者が漁具の片付けを始めていたことから、Ｄ船がＡ船の進路に向けて動き出すのではないかと動静確認に気をとられ、Ｂ船の位置を十分に把握しない状態で左に舵を切ったものと考えられる。 Ｂ船は、地ノ島北方沖で漂泊中、船長Ｂが、Ａ船がＢ船とＤ船の間を航過して行くと思い、漂泊して釣りを続けたことから、Ａ船をＢ船の至近に認めた時にはどうすることもできず、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、地ノ島北方沖において、Ａ船が北東進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが、右に舵を切った後、Ｂ船の位置を十分に把握しない状態で左に舵を切り、北北東進を続けたため、また、船長Ｂが、Ａ船がＢ船とＤ船との間を航過して行くと思い、漂泊して釣りを続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航行中、他船を認めた場合、特定の船だけに意識を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中の小型船の船長は、周囲を通航する船を認めた場合、確実に航過して行くまで、継続的に見張りを行うこと。
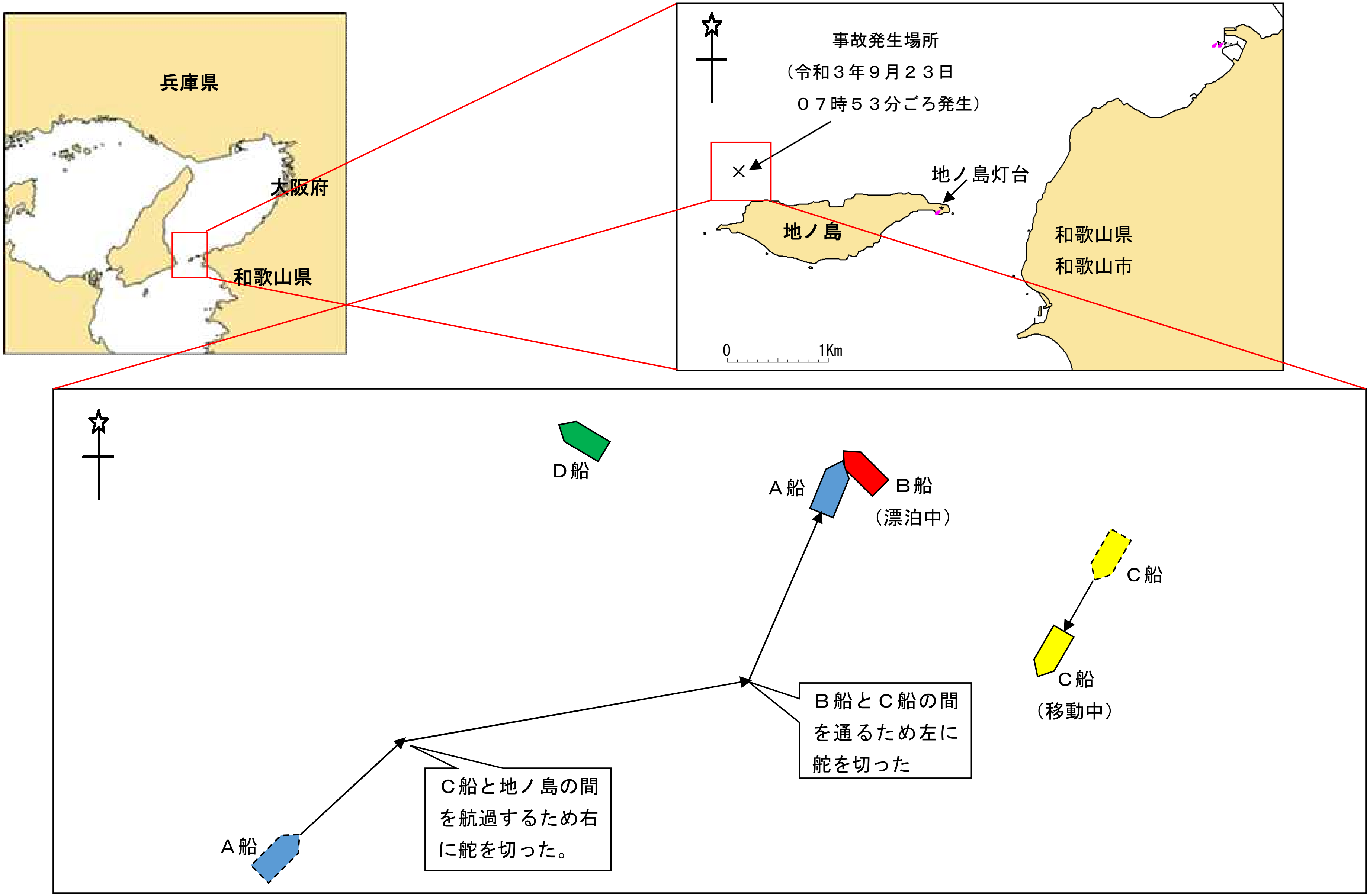
付図１　事故発生経過概略図